

平成27年白浜町議会第4回定例会 会議録(第4号)

1. 開 会 平成27年12月18日 白浜町議会第4回定例会を白浜町役場
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 平成27年12月18日 10時01分

1. 閉 議 平成27年12月18日 14時56分

1. 延 会 平成27年12月18日 14時56分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	溝口	耕太郎	2番	三倉	健嗣
3番	辻	成紀	4番	岡谷	裕計
5番	堀	匠	6番	長野	莊一
7番	水上	久美子	8番	楠本	隆典
9番	西尾	智朗	10番	廣畑	敏雄
11番	古久保	恵三	12番	南	勝弥
13番	玉置	一	14番	丸本	安高

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 泉 芳 明 事務主査 東 泰 士

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林 一 勝
教 育 長	鈴 木	勇	会 計 管 理 者	大 谷 博 美
富田事務所長				
兼農林水産課長	古 守 繁 行		日置川事務所長	青 山 茂 樹
総務課長	榎 本 崇 広		税 務 課 長	高 田 義 広

民生課長	三 栖 健 次	住民保健課長	田 井 郁 也
生活環境課長	玉 置 孔 一	観光課長	愛 須 康 徳
建設課長	坂 本 規 生	上下水道課長	濱 口 伊佐夫
国体推進課長	廣 畑 康 雄	消 防 長	古 川 泰 造
教育委員会		日置川事務所	
教育次長	寺 脇 孝 男	地籍調査室長	中 本 敏 也
総務課課長	笠 中 康 弘	総務課副課長	小 川 敦 司

1. 議事日程

- 日程第1 議案第86号 専決処分の承認について
- 日程第2 議案第87号 専決処分の承認について
- 追加日程第20 議案第88号の撤回の件
- 日程第3 議案第88号 土地の処分についての議決の変更について
- 日程第4 議案第89号 白浜町課設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第90号 白浜町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第91号 白浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第92号 白浜町公の施設の長期かつ独占的な利用及び廃止に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第93号 白浜町国民健康保険税条例及び白浜町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第94号 白浜町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第95号 白浜町教職員住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第96号 白浜町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第97号 白浜町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第98号 平成27年度白浜町一般会計補正予算（第3号）議定について
- 日程第14 議案第99号 平成27年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）議定について
- 日程第15 議案第100号 平成27年度白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第16 議案第101号 平成27年度白浜町健康交流拠点施設事業特別会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第17 議案第102号 白浜町（日置川地域）過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第18 議案第103号 紀南地方児童福祉施設組合規約の変更に関する協議について

て

日程第19 報告第16号 第47期南白浜温泉株式会社経営状況の提出について

1. 会議に付した事件

日程第1から日程第2、日程第4から日程第12、追加日程第20

1. 会議の経過

○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成27年第4回定例会4日目を開会します。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番外(事務局長)

諸報告を行います。

ただいまの出席議員は14名であります。

水上決算審査特別委員長から、平成26年度一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算認定等11件に関する委員会審査報告書が提出され、配付しております。

本日、議会終了後に全員協議会を開催しますのでよろしく申し上げます。

以上で諸報告を終わります。

○議長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしく申し上げます。

本日は写真撮影を許可しております。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 議案第86号 専決処分の承認について

○議長

日程第1 議案第86号 専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

○議長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第86号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第86号は原案のとおり承認されました。

(2) 日程第2 議案第87号 専決処分の承認について

○議 長

日程第2 議案第87号 専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

13番 玉置君

○13 番

この事故は防ぎきれないところがあるんですが、以前、同僚の古久保議員がいろいろ町の破損箇所をもうちょっと見て回れよと言う意見があったように覚えています。その時に、郵便局の配達員の方と連携して、白浜の破損している道路とか水路とかといった情報を得るとい話があったんですが、その後どういう状況になっているのか説明していただけますか。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外(建設課長)

議員がおっしゃられるように、町内に約1,300路線、延長で約380キロメートルありまして、この事故の後、町内の白浜郵便局、富田郵便局、日置川郵便局の3つの郵便局に危険箇所がもしあれば、発見した場合はすみやかに建設課に連絡をいただけるようにということで、協力の文書を持ってお願いしてまいりました。

○議 長

12番 南君

○12 番

今の件ですけれども、お願いというより、もう一步進んで協定なり、ただのお願いでなしに、きちんとした文書を交わしてするほうがいいのではないんですか。その点、お聞きします。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外(建設課長)

議員ご指摘のとおりだと思います。協力要請ということで、お願いの文書を持って行ったんですが、協定等を結べればそのほうがいいと思いますので、研究したいと思います。よろしくお願ひします。

○議 長

11番 古久保君

○13 番

今の郵便局とのお話のなかで、今までどれだけ連絡があったか。その辺の経過はどうですか。

○議 長
番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

実際に10月の中旬にお願いの文書を持って行ったんですが、それ以降は今のところ連絡はございません。

○議 長
13番 玉置君

○13 番

グレーチング等経年劣化といいますが、敷設したときから耐用年数は何年というような考えのもとに、消防の車を買替えるときに27年経ったら買替えようとかマニュアルがあると思うんですけども、そこまできめ細やかな、ある程度このあたりは何年くらい経っておるとか、そういったところを順次計画的に目視して、建設課が忙しくて人員が足りないのはわかるんですけども、そういったきめ細やかなところに目を配るということも今後大切ではないかと思えます。その辺ご検討よろしくお願ひします。

○議 長
番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

グレーチングの場合はほとんど亜鉛メッキという形になっていますので、耐用年数は相当あると思えます。ただ、鉄板を敷いているところとか、海岸部の潮が多いところについては、腐食する可能性があるので、今後そういったところを十分注意してパトロールしたいと思えますので、よろしくお願ひします。

○議 長
11番 古久保君

○11 番

小姑みたいなこと言いたくないんですけども、この横をちょっと出たところ、アスファルトがちょっとめくれてないですか。皆さん毎日通勤されていると思うんですけど、あれ、気にならないのかなということをお言ひします。

○議 長
質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長
質疑を終結します。討論を行います。
(なしの声あり)

○議 長
討論を終結します。採決します。お諮りします。
議案第87号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長
異議なしと認めます。
従って、議案第87号は原案のとおり承認されました。

休憩します。

(休憩 10 時 07 分 再開 14 時 11 分)

○議 長

再開します。

事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番 外(事務局長)

諸報告を行います。

休憩中に議会運営委員会でご協議いただきましたことをご報告し、ご了承をお願いします。

町長から提出された議案第88号 土地の処分についての議決の変更について、12月18日付をもって撤回したいとの申し出がありました。

これを日程に追加し、審議をお願いすることになりました。

以上で諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

資料を配付してください。

(資料配付)

○議 長

12月8日、町長から提出された議案第88号 土地の処分についての議決の変更について、撤回したいとの申し出があります。

議案第88号の撤回の件を日程に追加し、追加日程第20として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第88号の撤回の件を日程に追加し、追加日程第20として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

(3) 追加日程第20 議案第88号の撤回の件

○議 長

追加日程第20 議案第88号の撤回の件を議題とします。

町長から議案第88号の撤回の件の理由の説明を求めます。

番外 町長 井濶君(登壇)

○番 外(町 長)

ただいま議題となりました議案第88号について、撤回の理由をご説明申し上げます。

平成25年第2回定例会において議案第52号が可決され、この議会議決の重要性を十分認識しているなか、今議会において議決の変更議案を上程したが、町に対して再考を求める

要望書が提出され、一方で早期の払下げを求める要望書が提出されるなど意見が相対している現状において、このまま議案を審議いただくことは混乱を助長しかねないと考え、熟慮した結果、さらに審査が必要と判断したためです。

以上、大変ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

○議 長

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第88号の撤回の件を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第88号の撤回の件を許可することに決定しました。

(4) 日程第4 議案第89号 白浜町課設置に関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第4 議案第89号 白浜町課設置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第89号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第89号は原案のとおり可決されました。

(5) 日程第5 議案第90号 白浜町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

議案第90号 白浜町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第90号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第90号は原案のとおり可決されました。

(6) 日程第6 議案第91号 白浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報に関する条例の制定について

○議 長

日程第6 議案第91号 白浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

14番 丸本君

○14 番

この91号議案は番号法の施行に伴う条例改正と思いますけども、この条例が改正されなければ、この参考資料にある幼稚園条例による授業料、保育園条例による授業料、保育料に関する事務、これらのことについては、この条例改正がなければ事務事業ができないんですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外(総務課長)

今回の議案、マイナンバーにつきましては、いろんな法律がございまして、国の法律、番号法で定められている法律が98の事務において、マイナンバー法で規定されておまして、そして、そのうち市町村に関する部分は29の事務。これが法律で定められていますから、そうした部分については法のもとで番号のやり取りというのができるんですが、今回出させていただいている保育園であったり、幼稚園の授業料に関する事務を町のなかで、例えば授業料に関して親御さんの所得であったり、住所であったりというのを番号法を使って確認さ

せていただこうとすると、これは白浜町の条例で定めておかなければ運用ができないということになります。

それで、2番にあります学校保健安全法第24条につきましては、教育委員会と町という組織の縦割りの中で、これを定めておかなければ町の中で番号を使ってのデータのやり取りができないということになります。

ただ、法律はいっぱいありますので、その法律で定めている部分については自由にしてもいいんですけどでも、それ以外で町で効率よく利用しようという業務については条例で定めるということになっていますので、今回お願いをするものです。

○議 長

14番 丸本君

○14 番

そしたら、来月から番号法の施行に伴ってこの条例を改正するという説明であったように思うんですけども、別に庁内での番号のやり取りがなかっても、事務事業というのは今まで通りやっていけるのではないですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

これまでもそれぞれ業務の中で確認できる部分というのはやっておると思うんですけども、所得の関係であったり、住民票の関係であったり、ほかの住民票の関係ですね。他市町であったら扶養の関係とかいろいろあると思うんですけども、そうした部分については取っていただくとか、持ってきていただく、確認させていただくという業務が必要な部分がありますので、そういう部分については町の条例のほうでやっておかないと、基本的にそこを利用するというのができないとなってございます。実際にも運用上これが問題になってくるのかという部分があるかと思うんですけども、まったくないとは言えませんが、これを定めておかなければ、運用ができないと法律上定められておるということでございます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

14番 丸本君（登壇）

○14 番

反対討論をさせていただきます。

この番号法については今回の議会で質問させていただきました。マイナンバー制度は1つの番号で国民一人ひとりの個人情報結び付けて活用する番号制度は個人情報が容易に名寄せ、集積されるということであり、ひとたび流出したり悪用されれば甚大なプライバシー侵害やなりすましなどの犯罪等の危険性を飛躍的に高めることとなります。

こうした危険性をはらんでまで導入しようとするマイナンバー制度の最大の狙いは国民の収入、財産の実態を国、政府がつかみ、税、保険料の徴収強化と社会保障の給付削減を押し付けることでございます。国による国民監視の強化という点でも、国民が疑念を抱いており

ます。

マイナンバー制度は、個人情報漏えいの危険性が高く、憲法が保障するプライバシー権を侵害して、差し戻しを求める違憲訴訟も起こされています。

このようななか、政府は莫大な費用や手間をかけ、わざわざ国民のプライバシーを重大な危険にさらすマイナンバー制度を導入し、利用するよりも現在使っているシステムを活用しながら、税と社会保障の分野での業務の効率化、適正化を図り、住民の利便性を高めるために労力を使うことこそ必要であるのではないかと思います。

こうした点から、この条例改正には反対をいたします。よろしくをお願いします。

○議 長

賛成討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。

異議がありますので起立によって採決します。

議案第91号について原案に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議 長

起立多数であります。

従って、議案第91号は可決されました。

(7) 日程第7 議案第92号 白浜町公の施設の長期かつ独占的な利用及び廃止に関する
条例の制定について

○議 長

日程第7 議案第92号 白浜町公の施設の長期かつ独占的な利用及び廃止に関する条例の制定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

12番 南君

○12 番

初歩的な質問かも知れませんが、ここに公の施設の長期かつ独占的な、学校や水道とか書かれていますけども、この部分に例えばフィッシャーマンとかそういうのも入るのですか。フィッシャーマンに関しても重大な政治的な決意とか町長もおっしゃっていますけども、これには入るんですか、入らんですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外(総務課長)

この条例のなかにはフィッシャーマンの施設は明記していないとお入りってございません。これにつきましては、指定管理とは別の問題で、公の施設がすでにあるんだけども、それを独占的に、部分でもそうなんですけど、だれかにその目的に反して長期的に貸し付けるというときには議会の承諾をもらいましょうと。ただ括弧2のほうはもっと重要な施設であります

ので、これを行政側が当然貸し付けるときもそうですけども、これを廃止するという段階においても議会の議決を必要としましょうということの条例案です。ただ、これにつきましては、白浜町で制定してございませんでしたので、町長の透明な政治姿勢ということで、町長が独断でこれを貸し付けるとか廃止するということが将来的にも議会の承認を求めて、採決をいただくということで、透明性をより図っていかうということで、今回提案をさせていただいたものでございます。この施設のなかにいろんなものを入れていくとなればひとつずつピンポイントで入ってくるんですけども、現在のところ制定なので、だれが考えても重要だと思われる施設を条例化させていただいたということでございます。

○議 長

13番 玉置君

○13 番

読んでいてさっぱりわからなくて、何のためにこんなものを長期的な利用、廃止の条例を定めたのかその理由がよくわからないんです。今まで、ここに載ってある学校、保育園、公民館、都市公園等について、別に使用するのにさしあたって特段問題があったわけでもないのに、なぜ今この条例が必要になったかというところを説明していただきたい。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

先ほど南議員からもございました指定管理の部分もあります。これは、溝口議員から過去に一般質問等々で指定管理の制度のあり方についてちゃんと精査するべきではないのかということで、我々精査をするという話もございました。それと少し観点は違うのですが、そういうのを考えていくうちに、こういう長期的、独占的な利用というのは現在はないですし、先に予定があるのかという話になればそれもないのですが、田辺市や上富田町もできていますが、白浜町は今までなかったということに気づいて、これはつくっておくべきだと。たとえば、町長が変わられても、町長の独断でこういう大事な施設については議会の議決をいただくように指定しておかないと、町長の専権で貸し付けるとかはだめであろうということで、透明性を図る観点から今回になったと。起点はいろんな事業の見直しのなかでこれがわかってきたので提案をさせていただきたいということでございます。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

1年を越える期間とあるですから、半年だったらもちろん必要ないという形になるわけですね。

それから、例えばどのようなときを言うのか、具体的にあったら事例として説明いただけたら大変ありがたいんですけども。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

具体的に申請がなければ事例もないので難しいのですが、例えば保育園の一室が空き部屋であって、ここを10年ほど私の事務所に貸してほしいよという保育園の目的外の部分で貸

し付けるということになるので、現実的にあり得る話ではないのですが、そうしたときに、町長の知り合いの方にこれを貸してあげるよとなったらおかしい話になってきますね。そういうときに議会の議決が要るということで、そういうことは決してあり得ませんけども、そこら辺の長期的に一つの事業所や個人に貸し付けるときに議会の議決が必要とするという考えでございます。一時的な貸し付けでなく長期的に貸し付けるということになります。

○議 長

12番 南君

○12 番

もう1点聞かせてください。例えば都市公園の貸し付けとか占用許可。具体的に言うといそぎ公園とかコスモスの施設にお貸ししているのも入ってくるんですか。

それと、下の方に重要なので、なおかつ3分の2の議決とあるんですけども、今まで過半数ですんでいたのが3分の2になるという解釈でよろしいのですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

まず3分の2と2分の1の考え方は地方自治法に明記されている部分でございまして、本来ならば第96条、第204条の2項に規定されておるんですが、我々が言っているのはこれは条例で定めている場合にこれが適用されるのです。ということは、これを適用させようと思ったらこの条例を制定しない限り、ほかのものをまったく適用されませんので、自治法が適用される条例が町に制定されていなかったということでございますので、今回気づきましたので。これはなかっても別に自治法違反でもなんでもありませんけども、ここに定められているものについては、条例で町が定めて、ここを明確化しようということでございます。

それで、重要なものについては当然3分の2の議会の同意が必要と。特に廃止する場合は、3分の2の議決が必要という施設にしてございます。当然水道であったり、生活に影響する部分の施設が重要でございますので、ここを廃止するか独占的に利用させるという場合には議会の議決が必要とします。特に重要なものは3分の2の議決が必要ということになってきます。

都市公園の部分については、独占的という判断と全体を指すのか部分的な個々を指すのかというのはその都度の判断となってくると思うんですけども、今後そういう独占的な1年を超える長期的な利用については議会の議決を求めていくということになってくると思います。

○議 長

12番 南君

○12 番

そしたら、3分の2とか2分の1、独占的な重要というのはどこで決めるんですか。普通だったら2分の1で、重要やから3分の2が必要という線引きというのは。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

括弧1は96条でするので、ここは議会議決が要ってくる部分で、244条の括弧2は特に重要ということでここは3分の2が要るということになります。括弧2の部分が特に重要な

施設ということで244条の2に位置付けていますので、ここについては244条の2第2項に規定する施設になってきますから、この場合は地方自治法に基づいて議会において出席議員の3分の2以上の同意を得なければならないという判断になってきます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第92号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第92号は原案のとおり可決されました。

(8) 日程第8 議案第93号 白浜町国民健康保険税条例及び白浜町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第8 議案第93号 白浜町国民健康保険税条例及び白浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

14番 丸本君(登壇)

○14 番

議案第93号に反対させていただきます。

この93号議案に反対の理由は、先ほど91号議案で反対したのと同じ番号制度導入による条例改正であり、賛成するわけにはいきません。

以上です。

○議 長

賛成討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。

異議がありますので起立によって採決します。

議案第93号について原案に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議 長

起立多数であります。

従って、議案第93号は可決されました。

(9) 日程第9 議案第94号 白浜町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第9 議案第94号 白浜町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

10番 廣畑君

○10 番

地方税改正の内容というところで、地方税当局へ提出する申告書云々という、様式に当該申告書等の提出者等の個人番号又は法人番号を記載する欄等を追加するということでありますけども、地方税当局といったら役場の税務とか県の税務ということになると思うんですけども、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外(税務課長)

そういうことでございます。

○議 長

10番 廣畑君

○10 番

今までの例えば税務行政におきまして、申告書などでこれがなければ困るということがあったのでしょうか。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外(税務課長)

今宛名番号と呼ばれている、以前は個人番号と言っていたんですけども、町独自の番号を個人にふらせていただいて、各収入であるとかそういうものをひとりの方に特定して集約させてもらっていたところなんです。今回、国で番号制度が制定されることになり、法の制定のなかで、町については法に従っていくということで、この番号を利用させていただくこととさせていただきます。

○議 長

14番 丸本君

○14 番

この改正の内容は法人番号、個人番号を記入記載する欄を12桁あるいは法人番号だったら13桁ということだと思いますけども、欄を記入する条例改正。来年の確定申告のとき、欄に記入がなかった場合はどうなるんですか。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

法律で定められておりますので、記入をお願いするということでございます。ただ、例えば確定申告の時期に申告のときをお願いをして書いていただけない場合は受け付けないかということであれば、それは受け付けて税務署に出させていたくんですけども、その場合には税務署からもう一度確認の連絡があるという説明がございました。

○議 長

14番 丸本君

○14 番

聞き取れなかったんですけども、税務署からどういう確認があるんですか。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

再度個人番号の確認があると聞いております。

○議 長

14番 丸本君

○14 番

そういうお話でしたら、番号記入がなかったも受理すると。確定申告の用紙を受理するということやな。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

確定申告については国の税なので、ただ確定申告の期間だけ税務署から許可が出て、一月間だけ町が代わりに受付をするということになっております。それについては、国税の申告なんですけども、町が受け付けるときについては、番号の記入をお願いするんですけども、何かの事情で書いていただけない場合は、お返しするのかというと、それは受け取って税務署に出してくださいという説明でございます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

私はこの議案第94号 白浜町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例につ

いて、反対をいたします。

その理由につきましては、皆さんもご存じのようにマイナンバー法が施行されるまでにも、通知カードの発行などにおいて、さまざまな事故が報告されております。また、通知カードに記載をしておる個人番号が読み取れない30万人ほどいると言われている視覚障害者などに対するケア、手立てがされていないということも報道されました。あるいは自治体においても、住民票の交付の際にマイナンバーが記載された住民票を交付する事故も起きております。今の質問でもマイナンバーを記載せずとも町民税あるいは県民税の申告についてはさしさわりのないということでもあります。

やはり、このマイナンバー法については、個人情報の流出、危険性が多大であるということでもあります。

従って、私はこの議案に反対をいたします。

○議 長

賛成討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。

異議がありますので起立によって採決します。

議案第94号について原案に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議 長

起立多数であります。

従って、議案第94号は可決されました。

(10) 日程第10 議案第95号 白浜町教職員住宅管理条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第10 議案第95号 白浜町教職員住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

2番 三倉君

○2 番

廃止した後の対処法というのはどのように考えていますか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外(教育次長)

特に教育委員会としましてはこの後どうするという考えはございません。出来れば更地にして、教育委員会としては教育財産から普通財産に移していただければ、ほかの活用方法も出てくるのではないかと考えております。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

老朽化されているということで廃止するという格好の文言があるんですけど、リフォームして住宅用地として貸すという考えは今のところどうですか。そうなった場合は所管が教育委員会からほかに変わると思うんですけども、その辺の考え方についてはどうでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

日置中学校の第一教員住宅につきましては、昭和43年に建築されたものでございまして、教育委員会としましては、6月の議会で廃止させていただいた市江の教員住宅であるとか日置の教員住宅、あと、川添の教員住宅というのも今2名の方が入られているんですけども、そちらも出られた時点で廃止にしたいと考えてございます。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

そしたら、この廃止の分については今まで居住されていた方が出たと。誰も入っていないからというなかで進めてきたということによろしいわけですか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

第一教員住宅について2棟ございまして、2棟がつながっている状況で、もともと1棟のほうはすでに退去されておったんですけども、もう1棟のほうも今年の7月に退室されたということで、あとは募集をかけずに廃止という方向にもっていきます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第95号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第95号は原案のとおり可決されました。

（11）日程第11 議案第96号 白浜町立学校設置条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第11 議案第96号 白浜町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

2番 三倉君

○2 番

これは趣旨的には三舞中学校の耐震化ができていないと。そして児童の数が少なくなってきたからということと変わるということだと思うんですけども、そしたら今回の提案の趣旨とは少し異なるんですけども、あとの利用というか、耐震で廃校のような形で空き家になった形の学校についてはどのような考え方を今後もたれるんですか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

教育委員会の所管する廃校になった学校につきましては、川添中学校の校舎であるとか田野井小学校の校舎、三舞中学校の校舎、それから富田幼稚園の園舎といった部分がまだ残っております。これらについては教育委員会といたしましては、できれば耐震もないことで、すべて撤去して更地にして何とかほかの活用方法がないかという部分を考えてまいりたいと考えております。ただ、教育財産で残すのか、また先ほど申しましたように普通財産に移すのかという部分もあるんですけども、教育財産で残すよりも普通財産に変えたほうが使い勝手はよくなるのかなと考えてございます。まだそこまでの方針というのは、今のところまずは撤去したいということで、今後予算を計上してまいりたいと考えてはございます。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

玉伝小学校についても今の三舞中学校にしても割と建物そのものが新しいですし、耐震については最新の耐震はできないということからこういう形になったり、また児童数からなつたということになるんでしょうけども、ある程度の使い道をもつたいない話ですし、やっぱりほかの活性化なり何なりの方向で使っていく方法をとっていただけたらなと思うんです。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

玉伝小学校につきましては、平成に入ってから施設ですので十分耐震化できていますので、今までも単発的な貸し出しを行っておるんですけども、常に会社を持って来たりとか、そういうやり方は教育委員会の施設としては難しい部分がございますので、今の教育施設として残しておくのであれば、そういった単発的な貸し出しという形にしかならないかなと考えております。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第96号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第96号は原案のとおり可決されました。

(12) 日程第12 議案第97号 白浜町下水道条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第12 議案第97号 白浜町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

13番 玉置君

○13 番

ここに書いているように見たらわかるんですが、トリクロロエチレン1リットルにつき0.3を0.1にすると。規制が厳しくなったんですね。しかし今まで0.3でやっておったと。それは0.1にせなあかん何か影響が確認されたのか、その辺を教えてくださいませんか。

○議 長

番外 上下水道課長 濱口君

○番 外(上下水道課長)

今回の下水道法施行令の一部を改正する政令なんですけども、水質汚濁にかかる人の健康の保護に関する環境基準との見直しについて、中央環境審議会等のほうで研究がされて、それをふまえて改正されたというところです。具体的な理由について、トリクロロエチレンは下水道の終末処理場では処理することが困難な物質であることから、排水については排水基準を定める省令における基準値に適合している必要があるため改正令において、特定事業場から下水道に排水されるトリクロロエチレンにかかる基準を0.3ミリグラム以下から0.1ミリグラム以下に改正したということで、排水基準を定める省令と同一の基準に強化したということで、具体的なものになっていないんですけども、政令上このように改正、変更されたということでございます。

○議 長

13番 玉置君

○13 番

トリクロロエチレンがあるためにどんな症例があるとか具体的にはわかってないけども、規制が厳しくなったというだけのことで、このような形なんですか。

○議 長

番外 上下水道課長 濱口君

○番 外(上下水道課長)

トリクロロエチレンというのがどういった物質なのか説明をさせていただきます。トリクロロエチレンは有機塩素化合物の一種で脱脂力が強く、揮発性があって不燃性の無色の液体ということでございます。主として、金属製品などの洗浄とかクリーニング剤として使用されていると。人体にはかなり影響があるというところで、こういう規制がされてきているというところでございます。

○議 長

11番 古久保君

○11番

今の説明で、今まで人体に影響がある処理された水、白良浜の端に放流されていますね。これは今まで海水浴場として水質検査をするのにこういうところは出ているんですか。出ていないんですか。

○議 長

番外 上下水道課長 濱口君

○番外（上下水道課長）

白浜町内の検査状況はどうかというご質問だと思います。白浜町では平成26年度末にも下水道の分析結果が出ています。年4回検査が行われておりますけれども、いずれもトリクロロエチレンが0.03ミリグラム未満という検出結果で、排水基準が改正されてもすべて排水基準内に収まっているという現状でございます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第97号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第97号は原案のとおり可決されました。

審議の途中ですが、本日はこれをもって延会とし、次回は12月22日火曜日定刻10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、本日はこれをもって延会します。

次回は12月22日水曜日定刻10時に開会いたします。

大変、ご苦労さまでした。

議長 岡谷 裕計は、 14 時 56 分 延会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 27 年 12 月 18 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員